

# 国との特例加算協議について

千葉県健康福祉部 健康福祉政策課

# 目次

- 1 基準病床数の見直しについて
- 2 病床整備の考え方
- 3 必要病床数、既存病床数及び基準病床数について
- 4 病床整備をめぐる課題
- 5 今後の対応について

# 1 基準病床数の見直しについて

## (1) 見直しの根拠

- 医療法第30条の4第9項

## (2) 千葉県保健医療計画(抜粋)

- 千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏における基準病床数については、中間見直し年度(平成32年度)までの整備目標とし、算定基準に従い算定した数に、厚生労働大臣へ協議を行い、その同意を得られた数を加えて得た数を基準病床数としている。
- なお、中間見直し年度(平成32年度)において基準病床数の見直しについて検討を行う。

## 2 病床整備の考え方

### (基準病床数)

- 医療法で定められた算定基準に基づき、算定時点の人口等により算出した、二次医療圏における病床数であり、病床の整備の目標

### (必要病床数)

- 医療法で定められた算定基準に基づき、平成25年度と令和7年の医療需要（年齢階級別の入院受療率等）より、2025年（令和7年）に必要となる病床数を推計したもの
- 平成28年3月に定めた「地域医療構想」において規定

### (特例加算)

- 医療法においては、基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれる等、将来の医療需要の増加が見込まれる事情があるときは、特例として、算定基準に従い算定した数に、厚生労働大臣に協議しその同意を得た数を加えて得た数を基準病床数とすることができることとされている。
- 本県では、既存病床数と必要病床数の乖離が大きい千葉、東葛南部及び東葛北部の各医療圏において、「病床数の必要量（必要病床数）が将来においても既存病床数を大きく上回る」として、平成30年度の計画改定時に、特例による加算を行っている。

### 3 必要病床数、既存病床数及び基準病床数について

医療圏	既存病床数 (A)	算定結果 (B)	過剰・不足 (A-B)	必要病床数 (C)	比較 (A-C)
千葉	7,949	7,762	187	8,484	▲535
東葛南部	11,714	11,443	271	13,010	▲1,296
東葛北部	10,542	10,490	52	11,699	▲1,157
印旛	6,299	5,186	1,111	5,548	751
香取海匝	2,827	2,241	586	2,181	646
山武長生夷隅	3,318	2,901	417	2,931	387
安房	2,088	1,763	325	1,641	447
君津	2,518	2,258	260	2,370	148
市原	2,124	2,146	▲22	2,140	▲16

## 4 病床整備をめぐる課題

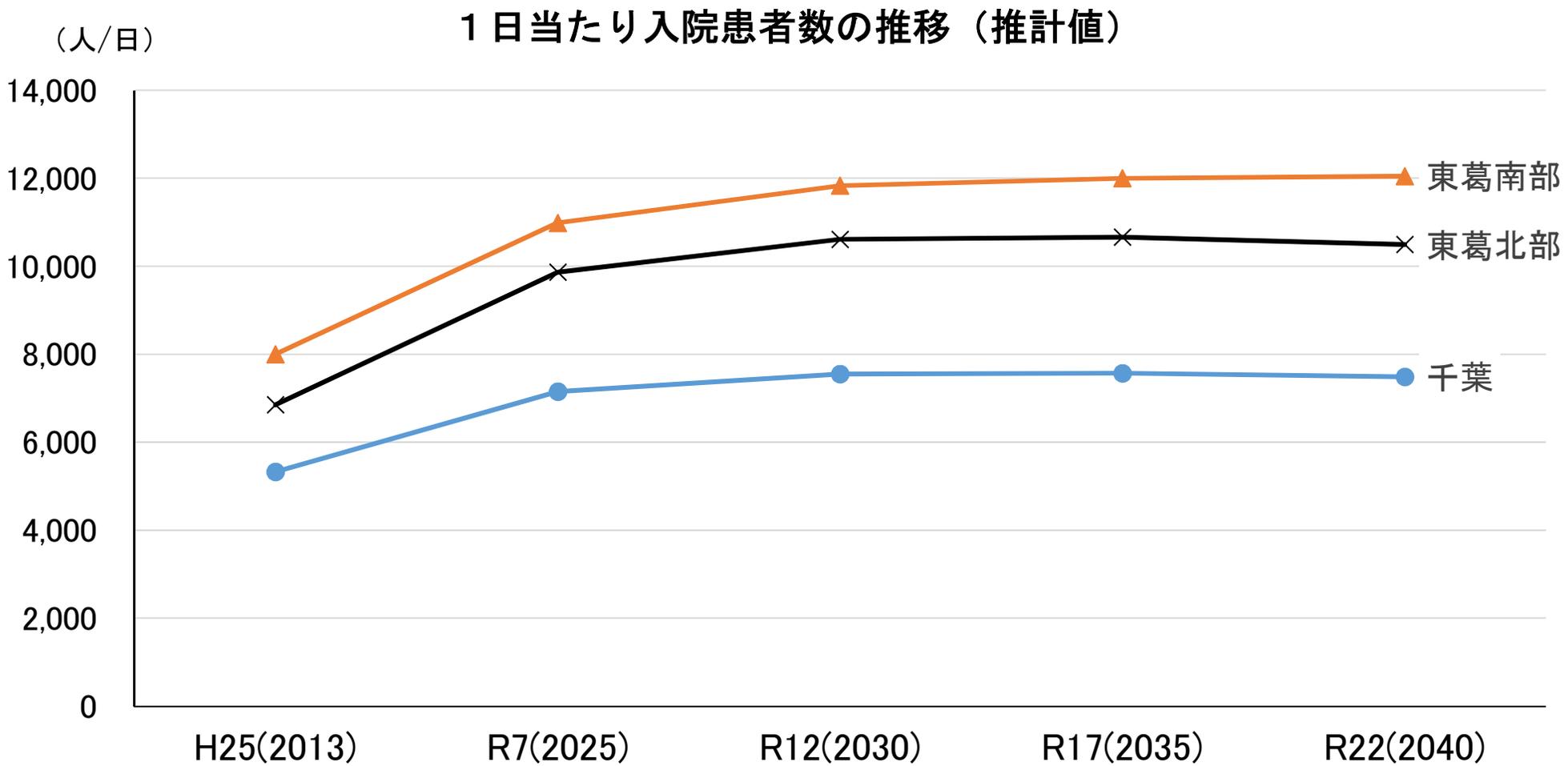
- 千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏では、必要病床数と既存病床数の乖離が大きい。

### ◎ 3 保健医療圏における病床の不足数

$$\begin{aligned} & \text{必要病床数 (33, 193床) - 職域等の病床数 (467床) - 既存病床数 (30, 205床)} \\ & = \underline{2, 521} \text{の病床が不足} \end{aligned}$$

- また、将来の医療需要が高止まりすることから、大幅な病床の不足が見込まれる。

# 【参考 1】 千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏 における入院医療需要



## 【参考2】千葉県及び3医療圏における高齢者人口 (65歳以上)の将来推計

(単位：千人)

	2015年	2025年	2030年	2035年	2040年	2015年 →2040年
千葉県 (総人口)	6,223	6,118	5,986	5,823	5,646	9.3%減
千葉県 (高齢者)	1,610	1,790	1,819	1,875	1,974	22.6%増
千葉	242	273	283	300	324	33.9%増
東葛南部	399	443	461	493	536	34.2%増
東葛北部	348	391	399	415	442	27.0%増

出典：国立社会福祉・人口問題研究所 推計人口(平成30年)

## 5 今後の対応について

- 千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療計画については、2025年度には約2,500床近くの病床数が不足し、2025年度以降も医療需要の高止まりが想定される。
- このため、既存病床数を超える病床の整備が不可欠であり、国と医療法第30条の4第9項による特例加算協議を行い、必要病床数から職域等の病床を除いた病床数を確保したい。

### • 特例による基準病床数の算定式

特例による基準病床数＝必要病床数－職域等の病床数<sup>(※)</sup>

※病床配分には含まない放射線治療病室や医療型障害児入所施設等の特定の用途に使用する病床